



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 894 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 895 生活保護法による医療機関の指定
(")
- 896 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定
(障害福祉課)
- 897 肥料の登録有効期間の更新
(果樹園芸課)
- 898 林業種苗生産事業者講習会の実施
(森林整備課)
- 899 二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務を行う
事務所の所在地の変更
(都市政策課)
- 900 道路の位置の指定
(")
- *901 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機
関の証紙売りさばき所の指定)の一部改正 (出納室)

○ 公安委員会告示

- 43 遊泳区域の指定

○ 選挙管理委員会告示

- *47 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第15号(地方自
治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の
数等)の一部改正

告 示

和歌山県告示第894号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により

指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南病 1-25	海南市民病院	海南市日方1272番 地の3	平成 17.3.31

和歌山県告示第895号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により
医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南病 13-17	海南市民病院	海南市日方1272番 地の3	平成 17.4.1

和歌山県告示第896号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規
定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法
第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番 号	申請者の氏名	主たる事務所 の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所 の 所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日
30000300 151135	社会福祉法人 皆楽園	和歌山県那賀郡岩出町 西国分668番地	榎本太郎	PURE皆楽	和歌山県那賀郡打 田町竹房314番地	短期入所 (児童)	平成 17.6.1

和歌山県告示第897号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に
より、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条

第1項の規定により公告する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

登 録 番 号	肥料の種類	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)	その他の規格	生 産 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	有 効 期 限
和歌山県 第761号	混合有機質 肥料	5、6つの混合有機肥料	窒素全量5.6 りん酸全量3.5 加里全量1.8	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田 94番地	平成 20.6.30

和歌山県告示第898号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定によ

り、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、
林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第3条の規定によ

り公告する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 開催日時 平成17年7月27日(水)午前10時から午後5時まで

2 開催場所 西牟婁郡上富田町生馬1504-1

和歌山県林業試験場 大会議室

3 講習科目

(1) 種苗に関する法令

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項

(3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習会受講の申込み

受講希望者は受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円をはり付けて最寄りの各振興局林務課に7月13日までに申し込むこと。(申込書の用紙は、各振興局林務課に用意している。)

5 その他

申し込みの際、受講料以外に、講習に必要なテキスト料として2,520円を徴収する。

和歌山県告示第899号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の17第5項において準用する同法第15条の4第3項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターの二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地を次のとおり公示する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 和歌山県指定試験機関の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

財団法人建築技術教育普及センター北海道支部

変更後 北海道札幌市中央区大通西五丁目11番地(大五ビル)

変更前 北海道札幌市中央区北四条西五丁目1番地(三井生命札幌共同ビル)

財団法人建築技術教育普及センター近畿支部

変更後 大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号(OMビル)

変更前 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番10号(大阪建築会館)

2 変更年月日

財団法人建築技術教育普及センター北海道支部

平成17年6月6日

財団法人建築技術教育普及センター近畿支部

平成17年5月30日

和歌山県告示第900号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 所 名 氏	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2821	那賀郡岩出町大字中黒字坂ノ上23番4の一部	和歌山市手平四丁目6番70 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	平成17.5.17	6.00	52.87

和歌山県告示第901号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年5月27日

和歌山県知事 木村良樹

表売りさばき所の項中「海草郡下津町大字黒田52-3」を「海南市下津町黒田52-3」に、「西牟婁郡串本町串本909」を「東牟婁郡串本町串本909」に、「東牟婁郡本宮町本宮223-5」を「田辺市本宮町本宮223-5」に改める。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第43号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成17年5月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の 名 称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の 指 定 期 間
地ノ島海水浴場	和歌山県有田市初島町	和歌山県有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年6月15日から同年8月31日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第15号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の

一部を次のとおり改正する。

平成17年5月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

第3項中「橋本市選挙区14,411人」を「橋本市選挙区14,434人」に、「田辺市選挙区18,765人」を「田辺市選挙区23,026人」に、「日高郡選挙区17,337人」を「日高郡選挙区16,097人」に、「西牟婁郡選挙区14,400人」を「西牟婁選挙区12,430人」に、「東牟婁郡選挙区15,180人」を「東牟婁郡選挙区14,106人」に改める。